給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１０号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目２番35号　カーサフェリーチェ102
再生債務者　山口　実男
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月27日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月３日から平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第７号
千葉市花見川区畑町1767番地６
再生債務者　神田　太介
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月13日から平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１４号
札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番地１　はまなすマンション312号
再生債務者　永井　浩之
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月14日から平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１７号
札幌市北区新琴似10条14丁目６番１号
再生債務者　相蘇　隆男
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月14日から平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１００２号
茨城県筑西市小川1391番地386
再生債務者　関　雅美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月20日から平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（再ロ）第６号
仙台市青葉区錦ケ丘３丁目４番地の９
再生債務者　佐藤　伸彦
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月22日から平成24年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１３号
横浜市瀬谷区宮沢３丁目24番地39
再生債務者　櫻庭　直樹
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月21日から平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００１３号
東京都北区浮間５―16―６―205
再生債務者　市川　芳幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月23日まで
平成24年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第３号
千葉県習志野市本大久保１丁目16番９号
再生債務者　桑田　義之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月24日まで
平成24年７月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００１０号
東京都昭島市緑町１―２―７
再生債務者　穐間　幸男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
鹿児島県大島郡大和村大字名音255番地
再生債務者　川畑　秀継
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月10日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（再ロ）第４号
堺市美原区北余部２番地10
再生債務者　向井　博司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月９日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１９号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目61番地
再生債務者　皆吉　敬一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月10日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第５号
札幌市中央区南９条西12丁目１番35号　竹村ユーポ202号
再生債務者　大宮　理香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月10日
札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年五月二十三日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十四年六月二十九日
掲載頁　三十八頁
（乙）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十四年七月一日
掲載頁　十四頁
平成二十四年七月十九日
静岡県沼津市宮本元野二二三番地
（甲）沼津開発興業株式会社
代表取締役　渡辺　晋
静岡県沼津市宮本二二三番地
（乙）グリーンオングリーン株式会社
代表取締役　渡辺　晋

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するタナカフーズ株式会社（住所滋賀県東近江市能登川町六八）に対して当社のセントラルキッチン事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
当社の株主総会の承認決議は平成二十四年七月十八日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十日
掲載頁　六十二頁（号外第一五〇号）
平成二十四年七月十九日
滋賀県長浜市木之本町柏原四一八番地一
田中ビジネスサポート株式会社
代表取締役　田中　正孝